

施策マネジメントシート(令和2年度目標達成度評価)

シート1

作成日 令和 3 年 10 月 4 日

施策体系

政策名(基本方針)	3	教育の健康	施策名	12	人権が尊重される社会づくり
-----------	---	-------	-----	----	---------------

施策統括部	教育部	関係課	総務課
施策主管課	人権啓発教育課		

1 施策の目的と指標

対象	市民、市外からの通勤・通学者	意図	人権が尊重されている
----	----------------	----	------------

成果指標		単位
A	過去1年間で人権侵害を受けていないと思っている人の割合(市民アンケート)	%
B		
C		
D		

2 指標等の推移

成果指標	30年度 現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること	
A	%	85.8	成り行き値	85.8	85.8	85.8	85.8	○	新型コロナウイルスの感染拡大等により、偏見差別に関する報道等がされ、市民の人権感覚が高くなっていること。
			目標値	86.0	86.1	86.2	86.3		
			実績値	90.4					
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						

※【評価】 ○; 目標達成 △; 目標をほぼ達成(-5%) ×; 目標を未達成

事務事業数・コスト			2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数		本数	37				
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0			
		都道府県支出金	千円	6,816			
		地方債	千円	0			
		その他	千円	66			
		繰入金	千円	0			
		一般財源	千円	19,521			
	事業費計 (A)		千円	26,403	0	0	0
	(A)のうち指定経費		千円	1,009			
(A)のうち時間外、特殊勤務手当		千円	23				
人件費	延べ業務時間		時間	8,835			
	人件費計 (B)		千円	34,836			
トータルコスト(A)+(B)			千円	61,239	0	0	

※成果指標の目標値設定とその根拠

A	<p>過去1年間で人権侵害を受けていないと思っている人の割合について、成り行き値は、平成30年度の実績を踏まえて、令和5年度で85.8%と設定しました。前期基本計画に引き続き、「人権教育研究大会」「人権フェスティバル」「ハンセン病問題啓発事業」、「出前人権学習会」「啓発チラシの全戸配布」等による人権啓発教育の取り組みにより、人権問題解決の理解が深まると考え、目標値を令和5年度で86.3%と設定しました。なお、セクハラ・パワハラ等が人権問題として受け入れていなかった市民が、啓発教育やマスコミ報道等により、それらの事象が人権侵害であると認識し、「人権侵害を受けた」と回答する市民も増えることから、年度ごとの目標値を0.1%の上昇としています。</p>
B	

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

・人権問題(部落差別・ハンセン病・女性・子ども・高齢者・障がい者・水俣病・外国人・インターネット・LGBTQ等)に対する正しい理解と認識を深め差別の解消と人権尊重を推進します。

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割

- ・市民は、人権について理解を深め、人権を尊重する社会づくりの担い手となります。
- ・市民は、人権問題を自らの問題として認識し、解消に向けて行動します。
- ・事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを整備します。
- ・事業所は、性別・年齢に関係なく共に働きやすい職場づくりに努めます。
- ・市民、事業所、地域、団体は、性別にとらわれず個人として能力が発揮できる機会を確保していきます。
- ・事業所、地域、団体は、一人ひとりの人権を尊重し、人権について正しい理解と認識を深めるための学習機会を設けます。

行政の役割(市がやるべきこと)

- ・市は、人権教育・啓発を学校をはじめとする関係機関と連携して進めます。
- ・市は、社会教育(生涯学習)、学校教育での人権教育・啓発の取り組みを充実させ、推進します。
- ・市は、人権相談の体制を整えます。
- ・市は、人権教育・啓発を行う地域や団体の活動を支援します。
- ・市は、警察、民生委員、学校、児童相談所、その他関係機関との連携による虐待防止対策に取り組みます。
- ・市は、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を推進していきます。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

・「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」が制定され、地方自治体の人権問題解消のための施策に取り組む責務が謳われました。
 ・「第3次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし」を策定しました。
 ・「人権意識に関する市民アンケート調査」を基に、「市人権教育・啓発基本計画」の第2次改訂を行いました。
 ・菊池恵楓園将来構想検討委員会で将来構想の具体的な取り組みの検討を進めています。
 ・社会情勢の多様化により、LGBTQ等の新たな人権問題も発生しています。
 ・国際化が進む中で、外国籍の市民が増加しており、外国人への人権侵害が懸念されます。
 ・インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷等の人権侵害が社会問題化しています。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？

(令和2年度(令和元年度振り返り)の施策評価における議会意見)

①コロナ禍で露呈された人権侵害や差別的言動に、更なる人権教育の必要性和多様化に対応する政策が必要であるため、広域的に人権尊重のまちづくりに取り組むこと。
 ②人権問題は、自らの問題と認識される教育環境を整え、市職員や市民の人権意識の向上を図るため関係機関や団体と連携し、イベント等への参加者を増やすアイデア開発に努めること。

(令和2年度(令和元年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

①引き続き、人権教育(学習)の機会の提供と学校教育でのさらなる人権教育・啓発に努めること
 ②新型コロナウイルス感染症に関する人権教育に取り組むこと

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和2年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

①「部落差別解消推進法」「ハンセン病問題基本法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」等に基づき、国・他自治体・各種団体と連携を図り、人権教育・啓発を推進する。」については、コロナ禍にあつて集会での開催が大きな制限を受けても、「人権フェスティバル」「人権フォーラム2020in合志市」等において「コロナと人権:オンライン講演会」「国等の支援によるハンセン病問題啓発DVDの制作」等に取り組み、人権教育・啓発を推進しました。

②「部落差別等をなくし人権を守る条例」、「人権教育・啓発基本計画」等に基づき、社会の情勢を踏まえ、インターネットによる人権侵害やLGBT等の新たな人権問題の解消を目指すため、あらゆる機会を通じた効果的な人権教育・啓発を推進する。」については、条例をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例と改正し、また人権教育・啓発基本計画の第2次改訂を行い、市民への周知、浸透を図りながら、各種事業においてアンケートを実施し講師選定等の参考としながら人権教育・啓発を推進しました。

③「市民の声を反映した人権教育・啓発イベントの実施、広報等による啓発教育資料配布等を行い、市民参画の人権教育・啓発を推進する。」については市人権教育推進協議会において、社会教育部会、学校教育部会、就学前教育部会、企業部会の各代表や関係団体に対して、活動費補助を行い各部会で研修会等の人権教育を推進しました。

④「第3次男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画の実現に努める。」については、平成29年3月策定の「第3次男女共同参画推進行動計画(平成29年度から令和3年度までの5年間)」に基づき、現状改善や意識の高揚・浸透を図るため、啓発イベント事業の実施、啓発情報誌(いっぽ)発行など市民への啓発を行いました。また、各種事業の実施にあたっては、合志市男女共同参画推進懇話会会議において内容等の検討を行い実施に取り組みました。

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、令和2年度施策の成果を向上させるために貢献した事業として、ハンセン病問題啓発事業、人権フェスティバル開催事業があげられました。

②施策の課題(令和2年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・人権問題(部落差別・ハンセン病・女性・子ども・高齢者・障がい者・水俣病・外国人・インターネット・LGBTQ等)を解消し、人権尊重の意識向上に取り組むことが必要です。
- ・学校をはじめとする関係機関との連携を深めることが必要です。
- ・男女共同参画社会づくりについて、変化する社会情勢にあわせた啓発が必要です。

5 施策の令和2年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和3年7月21日)

- ・ハンセン病問題については、菊池恵楓園、国、県と連携を図り、人権教育・啓発を行っていくこと。
- ・部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法、に基づく取り組みを推進すること。
- ・行政の責務として部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例に基づき人権教育・啓発を行っていくこと。
- ・インターネット・SNS等による差別や中傷をなくすために学校をはじめ、国、県と連携し、教育・啓発に取り組んでいくこと。

②総合政策審議会での指摘事項(令和3年8月4日会議及び書面によるまとめ)

- ・引き続き、人権教育(学習)の機会の提供と学校教育でのさらなる人権教育・啓発に努めること。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する人権教育を推進すること。

③議会の行政評価における指摘事項(令和3年9月2日)

- ・パートナーシティー(徳島県阿南市)と連携した事業を計画すること。
- ・SNSによる人権侵害について分かりやすい啓発に努めること。
- ・幼年期から高齢者まで、イベント等へ参加しやすい情報発信や企画内容を工夫し、さらなる人権教育啓発に努めること。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和4年度合志市経営方針(令和3年10月4日)

- ①「部落差別解消推進法」をはじめ「ハンセン病問題基本法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」等に基づいて、国や他自治体、また各種団体や学校との連携を図りながら人権教育・啓発を推進します。
- ②「部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例」、「人権教育・啓発基本計画」等に基づき、社会の情勢を踏まえ、コロナ禍による誹謗中傷、SNS等による人権侵害及びLGBTQ等の新たな人権問題の解消のため、あらゆる機会を通して効果的な人権教育・啓発を推進します。
- ③市民の声を反映した事業を企画し、あらゆる年代を対象とした市民参画の人権教育・啓発事業を推進します。
- ④男女共同参画推進のため、「第4次男女共同参画推進行動計画」(計画年次 令和4年～令和8年)に基づき、事業を推進します。